

広島県告示第三百七十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定によって、
保育士登録の手数料徴収事務を次のとおり委託した。

平成二十一年四月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

委 託 を 受 け た 者	名 称	住 所	社会福祉法人日本保育協会
委託した年月日 (委託期間)	平成二十二年四月一日 (平成二十二年四月一日) 平成二十三年三月三十一日		